

## 平成 16 年 12 月定例会 総務委員会質疑応答要旨

平成 16 年 12 月 20 日 (月)

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>【宮沢委員長】</p> <p>総務省の公式見解及びそれに対する県の見解、2点について説明を求めます。</p> <p>【宮沢委員長】</p> <p>委員からお願いした件です。照会しないということは真実を出せないということか。審議に支障があります。</p> <p>次の2点改めてお願いします。</p> <p>越県の場合、自治体の意思として決定するのはどの機関か。法的に。総務省の見解をここに文書でお願いします。</p> <p>議員提案による議案を出せるか。県と国のシステムの中で法を主管する組織である総務省の見解を文書で出してほしい。</p> <p>追加質問をする。</p> <p>合併関連議案を議員提案により提案し、議会が可決した場合、知事は速やかに国に提出する義務があると思うが、総務省の見解を示すこと。</p> <p>【服部委員】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>これは大事な案件である。</li></ul> <p>17日の総務委員会で総務省の見解を求めた。</p> <p>総務部長は総務省との連絡調整をしなければいけない。文書をもってきちんと確認し、答えも文書ですること。</p> <p>【宮澤委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>県の文書規定の基準により、電話での確認でもいい。この件は重要な案件なので、総務部長の見解が示されるまで暫時休憩する。</li></ul> <p>( 暫時休憩 )</p>	<p>・越県合併の場合、判例、行政実例がなく、様々な意見がある。議案は知事が出すのが基本であります。その知事が判断していないので事務方は待っているところです。私の判断として、県から総務省に対して聞いていません。(総務部長)</p>

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>【宮沢委員長】</p> <p>休憩前に委員会の総意として、次の3点お聞きした。</p> <p>越県合併議案の議員提案の可否について国の公式見解及び県の見解</p> <p>団体意思の決定をするのは法的にどこにあるかについて国の公式見解及び県の見解</p> <p>仮に可決した場合知事に申請義務あるかについて国の公式見解及び県の見解</p> <p>総務省の見解に対して、執行する立場である理事者側がどう受け止めるかを確認したい。</p> <p>大変弱ってしまった。意見がある委員があればご発言を。</p> <p>【石坂委員】</p> <p>・委員会としての、総務省に正式に問い合わせをするようにとの正式な要請に対し、知事のメッセージは残念である。</p> <p>知事個人の意見として述べるならよいが、これは事務的に総務省の見解を求めていることである。民主主義のルール、公式なルールのなかでどうなっているかということ審議の参考にするために求めているだけの事務的なことです。総務委員会としては公式に県の見解を求めているので、実務的にお示しいただいて審議の参考にさせていただきたい。</p> <p>【小林委員】</p> <p>・石坂委員の意見に賛同する。この件については、金曜日に総務省への問い合わせをお願いしたが、今になって一切問い合わせをしていないということに対して遺憾な思いである。</p>	<p>・先ほど委員会から要請があったことにつきまして、県政の最高責任者である知事に報告し、相談をしました。知事から文書を預かってきたので朗読します。</p> <p>「越県合併」に関し、判例や行政実例が殆ど存在しない中、長野県政の最高責任者として私は、総務省や学識経験者等の意見にのみ拘泥される事なく、今後も長野県民であり続けんと望む220万県民の声なき声に耳を澄まして参りたいと考え、未だ山口村の「越県合併」関連議案を提出する迄には至っておりません。</p> <p>県政改革の両輪たる県議会の皆様に於かれましては、自律的且つ自発的ご判断の下、必要とあらば総務省の担当部署に直接ご照会いただくのが望ましいかと存じます。</p> <p>以上です。(小林総務部長)</p>

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>知事の意見ではなく、総務省の見解を求めている。時間的な猶予がある中で、今日まで見解を求めていないとはいかがなことが。県の見解は分かった。総務省に問い合わせをして、至急総務省の見解を求めるよう、委員長からきつく求めてほしい。</p> <p>【倉田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務委員長の提起は総務委員会の総意である。回答がなければ審議に入れない。知事の姿勢ではなく事務的に総務省に問い合わせることから入ること。改めて委員長から強く要請を。</li> </ul> <p>【竹内委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知事は熟慮しまだ葛藤しているという。議会最終日に国の見解聞くことなく判断されているということは重要な問題である。執行部として聞くことも当たり前であり、知事の責任でもある。</li> </ul> <p>【石田委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部長は事務方の最高責任者として、国の見解ないままに議会の日程の中で審議するのは事務方として片手落ちである。国の見解が県民に示された上で知事の見解はこうだとすべき。この案件について本当に県も最後まで真剣にやりつくしたということにならない。当然に本当は事前に知っておかなければならないこと。公式見解ない中で審議するほうが無理。その上で知事の感想が出る。これ以上前に進まない。もう一度話し合いを。</li> </ul> <p>【宮沢委員長】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで進められた合併協議は地方自治法に基づいて行われている。委員会としては一つ一つ手順を踏んでいかなければならない。県の見解は分かった。総務省の見解を受けて県の行動がある。3つの項目に基づいてお示しいただきたい。委員会としては独自に行って総務省の見解を聞いている。県のレベルで問題となっているので、市町村の問題であれば県に聞くというのと同じで、国に聞いてほしい。委員会の総意として改めてお聞きします。明確な回答がなければ次に進めないということも、委員会の総意として確認してよいか</li> </ul>	<p>・(委員了解)</p>

質 問 内 容	回 答 内 容
<p><b>【宮澤委員長】</b></p> <p>・山口村、中津川市及び周辺の町村の理事者から総務委員会に要望、陳情を申し上げたいという話があるが、これを許可するにご異議ないか。</p> <p>それではこれを受けたいと思う。</p> <p>村長さん、市長さん、議会の代表で中津川の議長が出席である。</p>	<p>・異議なし</p> <p><b>【加藤山口村長】</b></p> <p>私の方からお願いを申し上げたい。今朝ほど知事室で知事さんをお願いを申し上げたが、知事は現時点において提案する気持ちがないとおっしゃっていた。それを受けて私は残念なことだと思っている。今日は最終日を迎えているので、山口村をはじめ関係市町村が今ここに勢ぞろいをしているが、総務委員会の皆様には是非ともお願いしたいことは、山口村の法的手続きが全て完了して県の方に申請してあるので、それに基づき12月県議会において知事提案を最後の最後までお願いを申し上げていきたい。山口村の村民の皆様暮らしを守る責務が私にはある。新しいまちづくりに向けて一緒に取り組んで来た岐阜県中津川市、恵北町村の皆様方、各種諸団連の皆様方に混乱が起きないように私は是非ともお願いを申し上げたい。知事さんの気持ちはなんら変わっていないように思うが、あくまでも知事の提案を強く先生方の方から要望していただきたいと、よろしくお願い申し上げます。</p> <p><b>【大山中津川市長】</b></p> <p>総務警察委員の皆様方には11月5日に中津川市の現地調査に来ていただき、本当にありがとうございました。つぶさに見ていただいたところだが、今、加藤村長の発言にもあったように、民主的な手続き、しかも長野県のご指導をいただきながら、いろんなご報告もさせていただきながら取り組んできた。15回にわたる協議会、20回に及ぶ幹事会といった形で、多くの人に参加いただき、その時々には市民、村民、町民それぞれのところできちんと情報を提供し、説明をして取り組んで参ったところである。その敬意を是非尊重していただきたいと思って</p>

質 問 内 容	回 答 内 容
	<p>いる。地元においては、いろんな形で不安とか困惑が広がっている。新しいまちを作っていく際には、2月13日が出発点ではなく、その前にいかに新しくまちづくりを進めていくかということの準備が必要である。その準備も不安なままに今過ごしているということで、この新しいまちをスタートさせるのに今大変困惑した状態で取り組んでいるところである。今後山口村が木曾をルーツとしている文化、個性というものを大事にして取り組んでいきたいと思っている。山口村にも地域総合事務所を設置し、地域審議会を設置して地域振興特別予算というものも用意をして、住民の皆さんの参加の下にその個性をしっかりと保ってみんなで個性を寄せ合いながら、その持てる力をまた最大限に発揮するというで、新しいまちを作っていくと取り組んでいるところである。山口村の問題ということではなく、今申し上げたようないろんな経緯を経て心が一つになって取り組んでいるところである。今日、同じ気持ちの中で村長さんと来させていただいた。一日も早い、決定に向けての取り組みをよろしく願います。</p> <p><b>【平岩中津川市議長】</b></p> <p>これまで委員会の皆様方にはつぶさに中津川市、山口村にご視察いただき、今日までの取り組みに心より感謝申し上げる次第である。我々市議団、中津川市議員、恵北地域の議長、副議長揃って本日参っている。この決定に至るまでには、それぞれの町村、中津川市でもいろいろな角度から意見を戦わせてこの結論に来ている。議会人としてその結論に達した以上は、県境に生きる我々が手に手を取って仲良くこの地域を作っていこう。県境の問題とか県の問題を越えた中で、同じ生活者として一生命新しいページを創り上げていこうという思いで、その方向で、まさに話し合いを進めている最中である。</p> <p>そういった中で子供たちの問題も、本当に今、学校の入学を間近に控えてこれ以上傷つけない。そういう気持ちでいっぱいである。いろんな事情もある。いろん</p>

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>【小林委員】</p> <p>山口村だけの問題ではないということが確認でき、大変参考になった。</p> <p>岐阜県議会では10月7日に議決されている。第103号の「県の境界にわたる市村の境界の変更について」とい</p>	<p>な思いもある。そういったものを受け止めてみんなでこの地域を良くしていきたいという思いでいっぱいである。今の山口村が本当にこれ以上傷つけ合うのが、本当に忍びなく、今日構成の市長さん、議員の皆さんたちと一緒に、その思いをなんとか議会の場で是非を判断していただきたいと、議会の場で協議ができるようにと知事提案を是非お願いし、そしてそれが叶わなかった時には是非皆様方にもご決意の程よろしく願います。私からの意見である。ありがとうございました。</p> <p>【加子母村長】</p> <p>今日は皆さんと一緒に初めてお願いに参った。私たち恵北6町村は山口村と共に、一緒に中津川市と新しい市を作ろうということで出発した。ところが途中で、県の指導で手続きが分かれた。連絡は山口村の役場も通し、山口村の意見も聞いて皆をまとめてきたわけである。坂下町と川上村、山口村は経済的、生活的なエリアを持っているので、そこが新しい中津川市としてどうしていいかということは今まで模索して参った。私どもが一番心配したのは、長野県の方で越県合併が賛成いただけるかどうかということをつつも心配して参った。山口村の村長さんに会っても、今まではそうした心配がなかったので、そうした心配をしないで今日まで続けてきたわけだが、9月から初めていろんなことを聞いて本当に心配してきた。私どもみんなそういうことを思っているので、今日私たちがお願いに来たのを機会に前進していただけるよう心からお願い申し上げ、私たちもいてもたってもいられない思いで来ておるのでどうぞよろしく願い申し上げます。</p>

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>う議案である。中津川市に編入することを総務大臣に申請するという議案である。議決後、今日、まだ申請できずに困惑しているということでのいいのか、既に単独でも申請しているという現状か。どなたか分かればお聞きする。</p> <p>【宮澤委員長】</p> <p>今の質問は、それぞれの申請書が今どういう状況にあるかということだが、それを含めてご発言いただきたい。</p> <p>【小林委員】</p> <p>分かりました。そうすると困惑という段階を過ぎているわけですね。法的な手続を全て整えて申請を総務省にしているという理解でよろしいですね。</p> <p>【小林委員】</p> <p>そういたしますと、第106号によりますと、財産処分に関する協議についてという議案ですがこれは可決されているわけですね。したがって、もし長野県が手続を怠ってしまうことになると、この議決すら無効にしてしまう恐れが出てきてしまいます。第104号議案も。そういうことを私たち心配していますが、そういうことに対して岐阜県側に対して大変申し訳ない思いで一杯ですが、私が申し上げたことに対しての所感を述べてください。</p>	<p>岐阜県としては県議会の議決後の申請が既になされている。私の記憶で10月12日だったと思う。(大山中津川市長)</p> <p>そのとおりでございます。(大山中津川市長)</p> <p>9月以来私どもの岐阜県の議会の議決というものも片方で待ちながら議決がなされ申請がなされたという時点におきましては今度は長野県における取り扱いというものを待っていたわけです。9月議会のときにも待っていたわけですが、それがなされないというところにおきましては、私ども他方では1日も早い議決を望むという態度、もう一方では2月の13日に向けて山口の皆さんも含めて準備をしていこうという形で取り組んで参りました。今の時点において12月8日に知事さんにもお会いさせていただきまして、再度1日も早い決定をとということでお願い申し上げましたが、それは12月定例会がある意味では最後の段階に来ていると私どもの準備というものもひとつの決定を踏まえて進めていく必要があるということで、時間的にはぎりぎりのところに来ているという判断のもとで12月8日にも来させていただきました。その後県議会の議論ということでいろんな形での議論の深まりということで取り組まれているということは承知した形で見守ってきました。現時点でもその方向性が見</p>

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>【小林委員】</p> <p>私どもも先ほどお話ありましたように11月上旬に関係市町村をお尋ねして議論してきましたが、それも実は私ども9月県議会は見送るが12月には提案されるという知事と議会との約束事がございまして、それに基づき十分な県民にも分かりやすい議論を重ねようとした行為でした。したがって今のご発言はよく分かります。もし私どもがあべこべの立場であればほんとにどういう思いをするのかと思いつつながら発言を聞きました。</p> <p>これから十分論議を尽くしてやってまいりたい。</p>	<p>えてこないということにおいては矢も立ってもいられないという形において今日は恵北6町村の首長の皆さん、それから正副議長の皆さん、中津川市議会議員団という形でこの恵北の総意というものをお伝えして前へ進めていただくという必要性があるということで今日はお伺いしたところで、長野県における議論の深まりということには私たちも十分理解し、知事さん、県議会議員の皆さんの長野県を愛するという中での取り組みというものも十分理解しているつもりでありますし、そのように行動してきたわけですが今の時点においては一刻も早い決定をとるという気持ちで今日来させていただいたということですのでよろしくお願いいたします。(大山中津川市長)</p> <p>【加藤山口村長】</p> <p>小林議員の発言に関係したことであるが、山口村は知事さんが言うとおりに取り組みをしてきた。県を越える合併なので当然のごとく長野県、岐阜県両県で協議をされている。その内容としては、山口村村内における県有財産の問題、長野県が山口村に投じた事業の起債の問題、これらは岐阜県と長野県の間で協議が整っている。これは一職員同士でやったことではない。大きな起債の問題であるので知事さんの指示に基づいて長野県職員が岐阜</p>



質 問 内 容	回 答 内 容
<p>【石田委員】</p> <p>私どもは今、最終的な提案者は知事ですから、最後まで知事に今日限られた時間の中で知事に提案を求めて、それでもなお、出来なかった場合には、議員提案により団体意思の決定をいただきたいと、こういうご要請だと思うが、私ども自身も総務省へお伺いいたしまして、私ども議会としての意思決定をできるかどうか、その点についてですね、委員長以下全員で総務省へお伺いして確認はいたしております。みなさんもたぶん総務省へお伺いをしているんだろうと思います。最悪の場合で、委員で意思決定をした場合について、総務省の見解を求めてきたのではなかろうかと思いますが、この辺につきまして、みなさんがお聞きしている範囲の総務省の見解を、同じことだと思うが、この場で申し上げていただきたい。</p> <p>【宮沢委員長】</p> <p>今いただきましたご要請をしっかりと参考にしながら、委員会の審議を深めてまいりたいと思います。</p>	<p>県の知事さんの指示に基づいて、お互いに協議をされて、財産の問題、起債の問題が協議が整ったと。そこで9月県議会に議案を提案していただこうと。岐阜県の方は粛々と県議会に提案されて、全会一致で決決して約束を果たしている。にもかかわらず長野県の方は今に至ってその約束が守られてないということです。その辺のことを私は非常に危惧している。山口村は知事さんの言うとおり取り組み、3回に渡り民意を問うてきた。結果はご承知のとおりです。どうか山口村の民主的なルールに則りやってきたことについて、ご理解を賜り12月議会に必ずや提案がありますように何べんでもお願い申し上げたい。まだ約束を守ってない長野県側ですが、是非岐阜県の皆様のためにもお願い申し上げたい。</p> <p>何回か、総務省の長谷川課長さんはじめ、荒木審議官等々、また香山次官にもお会いしてきました。</p> <p>万が一議員提案について、これは総務省見解としてできるということでした。もし仮に議員提案された後、知事が提案しなかった場合のことを私も非常に心配しました。これについて聞いたところ、それは公人としてあるべき行為ではないと、当然申請すべき立場であると。また、総務省としてもこんなことは想定していないと、ですから、当然申請がされるだろうとおっしゃってありました。(加藤山口村長)</p> <p>私も総務省の方へ行ってお伺いしました。「関係のある普通地方公共団体の申請に基づき」とあるが、この普通地方公共団体としての意思をあらわす場合には議員提案もあると、当然知事提案が基本ですが、議員提案もありうるということを伺ってきているという状況です。(大山中津川市長)</p>

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>【小林委員】</p> <p>総務省の見解を尋ねているのですが、その見解を聞くことすら知事の許可をもらわなければならないことなの。そのことを明確に教えてください。</p> <p>【小林委員】</p> <p>このことが一番の入口です。私たち今後審議していく上で基になるものなので、暫時休憩を求めます。</p> <p>( 暫時休憩 )</p> <p>【宮沢委員長】</p> <p>この案件については、法律に基づいて行われてきたと思います。</p> <p>このため、委員会としては、一つ一つ確認する必要があるため、長野県の意味は知事で結構ですが、総務省の見解は委員会として求めているわけです。</p> <p>今まで総務省と連絡を取らずにやってきたとなれば、それはそれでよいですが、委員会としては重要案件であり、総意でやってきています。</p> <p>そこで、総務部長に申し上げます。</p> <p>提出されなかった場合、どういうことが、すでに岐阜県と岐阜県を通じて出された中津川の申請、これはすでに総務省に上がっているが、山口村の申請は田中知事の手元に来ている。</p> <p>もし仮に申請がなされなかった場合、どういう事態が想定されるか。</p> <p>これも理事者として発表するのが責務だと思いますので、追加でご説明をお願い致します。</p>	<p>・知事に相談をしまいたことですので、私のほうからこれ以上申し上げることはございません。もしなでしたら、直接知事をお呼びしてお聞きいただければと存じます。(小林総務部長)</p> <p>知事にこれまで山口村のさまざまな情報を入れて、知事の判断を仰いできましたが、総務省の見解を聞くことに関しても知事の判断を侵しているのではないかと思います。(小林総務部長)</p>